

## 第3節

# 本格的な侵略事態への備え

わが国周辺地域には、現在もなお、不透明・不確実な要素が残されており、万一の侵略事態が起こった場合の国民の生命・財産の損失の大きさを考えると、本格的な侵略事態への備えは必要不可欠である。

わが国に対する本格的な侵略が行われた場合、統合運用体制により、自衛隊は有機的かつ一体的に行動し、迅速かつ効果的に対応する。本格的な侵略に対して行う作戦はその機能により、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③わが国領土の防衛のための作戦、

④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の実施に際し、米軍は、「日米防衛協力のための指針」にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用をともなうような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

本節では、本格的な侵略が行われた場合、わが国を防衛するため、自衛隊が行うと考え得る典型的な作戦の概要について説明する。

参照 > 2章3節 (P209)

### 1 防空のための作戦

わが国に対する武力攻撃が行われる場合には、周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相<sup>1</sup>から、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃は反復されると考えられる。

防空のための作戦は、侵攻側が攻撃の時期、地域、方法を選択できること、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいことなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

防空のための作戦は、空自が主体となって行う全般的な防空と、各自衛隊が基地や部隊などを守るために行う個別的な防空に区分できる。

全般的な防空においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢<sup>2</sup>を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

(図表Ⅲ-1-3-1 参照)



飛行中の空自F-15戦闘機

1) 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。  
2) 空において相手航空戦力より優勢であり、相手から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

図表Ⅲ-1-3-1 防空のための作戦の一例



(注) 1 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機。  
 2 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと。

(1) 侵入する航空機の発見

航空警戒管制部隊のレーダーや早期警戒管制機などにより、わが国周辺のほぼ全空域を常時監視し、侵入する航空機などをできる限り早く発見する。

(2) 発見した航空機の識別

自動警戒管制組織 (BADGEシステム)<sup>3</sup> などにより、発見した航空機が敵か味方かを識別する。  
Base Air Defense Ground Environment

(3) 敵の航空機に対する要撃・撃破など

敵の航空機と判断される場合、航空警戒管制組織により、地上または空中で待機する戦闘機や陸自または空自の地対空誘導弾部隊に撃破すべき目標を割り当て、管制・誘導された戦闘機や地対空誘導弾で敵の航空機を撃破する。

3) 自動化した航空警戒管制組織であり、指揮命令、航跡情報などを伝達・処理する全国規模の指揮通信システム

## 2 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃にあわせ、艦船などによる攻撃が考えられる。

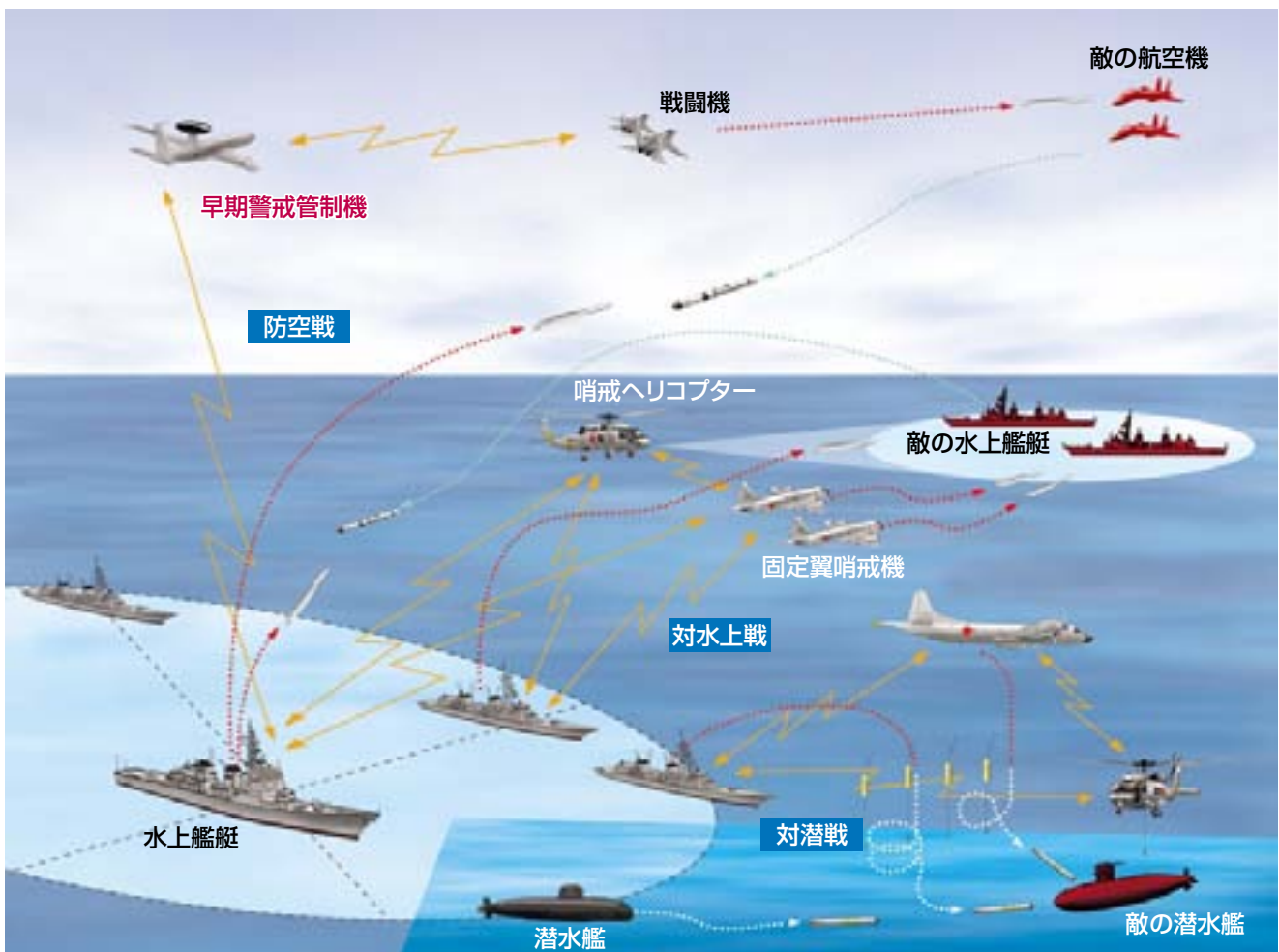
周辺海域の防衛のための作戦は、海上自衛隊が主体となり、陸上・航空自衛隊とともに、対水上戦、対潜戦、防空戦（個別的な防空）などの各種の作戦を組み合わせて行う。これら各種の作戦の成果を積み重ねて、敵の進出を阻止し、その戦力を消耗させることにより周辺海域を防衛する。

（図表Ⅲ-1-3-2 参照）

### (1) 洋上における対処

哨戒機しょうかいによる広い海域の哨戒<sup>1</sup>や、護衛艦などによる船舶の航行海域などの哨戒を行う。わが国の船舶などを攻撃しようとする敵の水上艦艇や潜水艦を発見した場合は、護衛艦、潜水艦、哨戒機などによりこれを撃破する（対水上戦、対潜戦）。状況により戦闘機などの支援を受ける。

図表Ⅲ-1-3-2 周辺海域の防衛のための作戦



1) 敵の奇襲を防いだり、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定の地域を計画的に見まわること



## (2) 沿岸海域における対処

護衛艦、哨戒機、掃海艦艇などにより主要な港湾周辺の哨戒を行い、敵の攻撃を早期に発見するとともに、船舶や沿岸海域の安全を確保する。

敵の水上艦艇、潜水艦などによる攻撃が行われた場合には、状況により戦闘機や陸自の地对艦誘導弾部隊の支援を受け、護衛艦、潜水艦、哨戒機などによりこれを撃破する（対水上戦、対潜戦）。また、敵が機雷を敷設した場合には、掃海艦艇などによりこれを除去する（対機雷戦）。

## (3) 主要な海峡における対処

状況により、掃海母艦、潜水艦、海・空自の航空機などで、主要な海域に機雷を敷設する（機雷敷設戦）。敵の水上艦艇や潜水艦が通過しようとする場合には、護衛艦、潜水艦、哨戒機などで撃破する（対水上戦、対潜戦）。

## (4) 周辺海域の防空

周辺海域における艦艇などの防空は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。



訓練用機雷を投下する海自P-3C哨戒機

# COLUMN

VOICE

解説

Q&A

## 他省庁へ出向し勤務する自衛官の声

総合海洋政策本部事務局

2等海佐（参事官補佐）

しんざとはやと  
新里勇人

昨年4月、「海洋基本法」が成立し、同年7月20日の施行に合わせ、内閣に総合海洋政策本部が新編され、わが国初の海洋政策の基本的な方針となる「海洋基本計画」の策定に向け始動しました。同本部事務局には、防衛省からの自衛官と事務官の出向者2名を含む、関係8府省から38名（非常勤者を含む。）の職員が集まり、新たな海洋立国の実現に向け邁進しております。

「海洋基本計画」は、海洋に関する施策を総合的に推進するため、「海洋を知る」、「海洋を守る」、「海洋を利用する」のバランスと連携に配慮し、①海洋の開発および利用と海洋環境の保全と調和、②海洋の安全の確保、③科学的知見の充実、④海洋産業の健全な発展、⑤海洋の総合的な管理、⑥海洋に関する国際的協調の6つの基本方針と政府が総合的かつ計画的に講ずべき12の施策についてまとめられ、本年3月18日に閣議決定されました。

計画作成にあたり、たとえば、「海洋の安全の確保」に関して、周辺海域や海上輸送路における安全および治安の問題にいかに取り組むか、などのテーマについて、事務局が中心になって、有識者、各種団体や一般の方々から寄せられた意見を参考に、各府省と調整・協議を行いました。各府省の海洋政策に対する考え方の違いなどもあったことから、とりまとめに約8か月もの期間を要しました。海洋には資源などの開発、環境保全、レジャーなど、様々な分野が凝縮されていますが、わが国にとって重要な物資などを運搬するための場というのもその一部です。したがって、私は当事務局の一員として勤務する上で、これまでの海上自衛隊のP-3C哨戒機、YS-11輸送機の操縦士としての部隊勤務や統幕、海幕などでの様々な勤務経験が、大きな財産となっていることをつくづく実感しています。



他府省からの同僚と新里2佐（左から2番目）

海洋基本計画に基づく、政府一体となった施策の推進体制はまだ緒に就いたばかりですが、わが国として取り組むべき課題は山積しています。海洋政策を推し進めていくにあたり、防衛省・自衛隊は海洋基本法に謳われる海洋における平和と安全を確保する重要な役割を担う立場にあり、今後とも、関係府省との連携を図りつつ、計画の推進に努める責務があると考えています。

### 3 わが国領土の防衛のための作戦（着上陸侵攻対処）

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海または空から地上部隊などを上陸または着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

侵攻する地上部隊は、艦船や航空機で移動している間や上陸または着陸の前後は、組織的な戦闘力を発揮する

のが難しいという弱点がある。着上陸侵攻対処のための作戦では、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点で対処し、これを早期に撃破することが必要である。

（図表Ⅲ-1-3-3 参照）

図表Ⅲ-1-3-3 着上陸侵攻対処のための作戦の一例



### (1) 沿岸海域における対処

各自衛隊は、護衛艦、潜水艦、哨戒機、戦闘機、地対艦誘導弾により、地上部隊を輸送する敵の艦船などをできる限り洋上で撃破してその侵攻企図を断念させ、またはその兵力を消耗させることに努める。

また、戦闘機や陸上・航空自衛隊の地対空誘導弾により、地上部隊を輸送する敵の航空機を努めて空中で撃破する。

### (2) 海岸地域における対処

海上自衛隊は、掃海母艦などにより機雷を、陸自は、水際地雷敷設装置により水際地雷を敷設して、上陸する敵の行動を妨害・阻止する。

上陸を企図する敵の部隊に対しては、陸自が主体となり、海岸付近に配置した部隊の戦車・対戦車・野戦特科火力<sup>1</sup>などを集中して水際で上陸を阻止する。敵が上陸した場合、野戦特科火力、対戦車誘導弾、戦車を主体とした機動打撃力により、敵の侵入を阻止・撃破する。この間、空自は、戦闘機により陸自の戦闘を支援する。

この際、敵の地上部隊の上陸と連携して行う敵の空挺攻撃<sup>2</sup>やヘリボン攻撃<sup>3</sup>に対しては、主に野戦特科火力と機動打撃力により、早期に撃破する。

また、陸自は、地対空誘導弾をはじめとする対空火力を用いて部隊などの防空（個別的な防空）を行う。

### (3) 内陸部における対処

万一、敵地上部隊などを上陸または着陸前後に撃破で

きなかった場合、内陸部において、あらかじめ配置した部隊などにより、戦闘機による支援の下、敵の進出を阻止する（持久作戦）。この間に、他の地域から可能な限りの部隊を集めて反撃に転じ、進出した敵地上部隊などを撃破する。



射撃中の90式戦車

### (4) 各段階を通じて実施する対処

海自は、これらの各段階を通じ、護衛艦、潜水艦、哨戒機などにより、空自は戦闘機により、敵の地上部隊増援のための艦船輸送の阻止や海上補給路の遮断に努める。

また、着上陸侵攻対処のための作戦全般を通じ、各自衛隊は、作戦遂行に必要な防空、情報活動、部隊・補給品の輸送などを行う。

## 4 海上交通の安全確保のための作戦

海上交通路はわが国の生命線であり、海上交通の安全確保のための作戦は、わが国の継戦能力と生存基盤を確保するのみならず、米軍来援のための基盤という観点か

らも重要である。

海自は、わが国の周辺数百海里の海域において、また、航路帯<sup>1</sup>を設ける場合にはおおむね一千海里程度の海域に

3-1) 長射程・大口径のりゅう弾砲やロケットを保有し、歩兵、軽装甲車両、施設などを目標として、それらを撃破したり行動を妨害するために使用する。

2) 輸送機などに攻撃部隊が搭乗し、重要地形付近に降下した後、地上において攻撃を行うもの。特別に編成・装備・訓練された部隊が行い、長距離を迅速に空中移動できる攻撃要領である。

3) 輸送ヘリコプターなどで攻撃部隊を重要地形付近に輸送した後、地上において攻撃を行うもの。空挺攻撃に比して、作戦準備が容易であり、軽易に運用できる攻撃要領である。

4-1) 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。



において、対水上戦、対潜戦、防空戦（個別的な防空）、対機雷戦などの各種の作戦を組み合わせ、哨戒、船舶の護衛、海峡・港湾の防備などを行い、海上交通の安全を確保する。

わが国の周辺海域で作戦を行う場合には、先に述べた周辺海域の防衛のための作戦とほぼ同様の対処となる。

航路帯を設けて作戦を行う場合には、航路を継続的に

哨戒し、敵の水上艦艇、潜水艦などによる妨害を早期に発見してこれに対処するほか、状況により、わが国の船舶を護衛する。

海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空は、護衛艦が行い、状況により、可能な範囲で戦闘機などの支援を受ける。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&A

### 海洋基本計画

わが国周辺海域をはじめとする海洋をめぐる諸情勢を背景に、海洋国家であるわが国としても、海洋にかかわる諸問題について関係省庁が一体となって取り組む必要から、わが国の経済社会の健全な発展および国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的に、昨年7月海洋基本法が施行された。

本法に基づき、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する諸施策についての基本的な方針を定めた海洋基本計画が、本年3月18日に閣議決定され、海洋の安全の確保、海上輸送の確保など、わが国安全保障上も極めて重要な施策が盛り込まれた。

防衛省としても、新たに防衛政策局に海洋政策を担当する部署を設けるなどして、総合海洋政策本部を中心とする政府全体の海洋政策に関する取組に対して、積極的に参画し、海洋の秩序維持、中東からマラッカ・シンガポール海峡を経由してわが国周辺に至る海域を含む海上輸送路の安全確保、大量破壊兵器の拡散防止などに関して戦略的に検討していくこととしている。